

令和7年度（行情）答申第877号諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年7月29日（令和7年（行情）諮問第852号）

答申日：令和8年2月2日（令和7年度（行情）答申第877号）

事件名：歯科医師国家試験の各問題の領域分別が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月23日付け厚生労働省発医政0423第6号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

審査請求人が本件対象文書の開示を求めたところ、当該文書は「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない」として不開示とされた。審査請求人は、歯科医師国家試験の合格判定基準を含めた試験制度に照らし、この不開示理由が不合理ないし不自然であることを理由に、原処分の不当を主張する。

本件開示請求の趣旨は、歯科医師国家試験において受験者は、3領域すべてにおいて合格基準を満たすことが求められているところ、各問題がどの領域の点数に関与したのか、又その関与の程度を明らかにしようとするものである。採点過程において、各問題における領域の分別及び配点が決定されているからこそ合格基準及び各受験者の得点が定まるのであるし、採点除外等により総点数が変動していることから、当該採点除外等をしたそれぞれの問題の領域の分別及び配点は前もって決定されているものと推認できる。その決定を実際の採点に反映させなければならないことを考えれば、請求の対象となる文書が一切作成されていないとは考えられない。例年合格発表時に公開されている正答値表、ある

いは答案用紙の読み取り・集計に用いるための機器の設定値表などの形で、何らかの書面ないし電磁的記録にて領域の分別と配点を明らかにし、それを採点（受験者毎に領域別の得点を算出することはもとより、採点除外に伴う総点数からの減算の処理などの一切を含む。）に利用しているはずである。

よって、文書不存在による原処分は不当であると思料するため、上記趣旨のとおり裁決を求め、審査請求する次第である。

## （２）意見書

審査請求人は令和 7 年 9 月 4 日、表記諮問事件に係る理由説明書（下記第 3。以下同じ。）を受領したが、これに対して次のとおり意見を述べる。

なお審査請求人は、諮問庁を同じくする貴会答申令和 7 年度（行情）答申第 298 号（以下「先行類似事例」という。）の存在と答申の内容を承知していることを付言する。

### ア 意見の趣旨

原処分については不服であるが、貴会において然るべく判断されたい。

### イ 意見の理由

理由説明書中「（４）新たに特定した開示請求対象文書の不開示理由について」後段にて、当該文書が既に廃棄済みであることが記載されている。このことは先行類似事例における諮問庁の説明に照らせば、審査請求時点（審査請求書の到達日は第 118 回歯科医師国家試験の合格発表日より 1 月を経過している。）で廃棄されていることに不合理な点はないと考える。したがって、原処分については依然不服であるが、殊更に廃棄の事実及び結論については異議を述べない。

### ウ 理由説明書に対する意見

現に対象文書が存在しない以上、結論に対しては上記の通り異議を述べないが、理由説明書の内容については承服いたしかねる点があるので、これについて異議のある部分を摘示のうえ反論の意見を述べる。

（ア）「1 本件審査請求の経緯」並びに「3 理由」中「（１）原処分における不開示理由について」及び「（２）審査請求人の主張について」について

以上に掲げる項目に記載されている事実は争わない。

（イ）「3 理由」中「（３）開示請求対象文書の特定について」について

諮問庁に対し、「『各問題について配点を含めた問題の解説集』

を求めていると推認した」との説明につき、さらに詳細な経緯の説明を求める。

審査請求人は各問題が歯科医師国家試験の合格基準に掲げられる3項目及び各配点の前提となる、一般問題及び臨床実地問題の別（これら属性に基づく振り分けを以下「分別」と称呼する。）を明らかにした文書を請求した。新たな特定対象として示されている「各問題を採点するための資料」のほか、「各問題が歯科医師国家試験設計表（ブループリント）に掲げられている項目のいずれに該当するかを示したもの」程度の範囲での特定は想定していたが、いずれにしても「～の別を明らかにした文書」との開示請求書の記載から、文章形式の資料を対象として考えるのは無理がある（例えば「各問題の正答を明らかにした文書」という請求であったとしたならば、正答値表の形式以外のものは特定できないであろうと思われる。）。そもそも記述式の試験形式ならともかく、マークシートの記載を単に読み取り、定型的・機械的に処理される採点形式が採用されている歯科医師国家試験において、公開されることのない解説が作成されているとは、合理的に考えれば想定され難い。

加えて、審査請求人は特定の国家試験を一つ摘示して開示の請求をしているのであって、その範囲が広範であるとは言えないはずである。ともすればまずは歯科医師国家試験の採点その他の試験事務において使用する一連の文書の中から、請求対象として該当するものが存在するか否かをまず検討するべきであって、それにも関わらずそのような取り扱いを為さず、審査請求人に請求の趣旨の疎明を求めることもなく「解説集を求めているもの」との前提に拘泥したことに疑問を抱く。

開示請求書の「（配点の別により示したものでもよい）」と記載しているのも、かつこ書きとしていることにも現れている通り、直接配点に関する情報を求めていたものではない。必ずしも「一般問題」と「臨床実地問題」という分別で管理した文書が存在するとは限らないところ、配点の別により一般問題又は臨床実地問題の別は明らかにできることから、文書の特定に資するべく、予備的に記載したものにすぎない。

以上より、開示請求の対象文書が「解説集」であると推認するのは明らかに冗長かつ不自然である。理由説明書の説明は審査請求人として納得できるものとは言いがたく、原処分から審査請求後の新たに開示請求対象文書として特定するまでに廃棄するための時間稼ぎの言い訳にしていると疑念を持たざるをえない。したがって、誤解により文書不存在を理由とした不開示決定をなしたと説明する部

分ついて、諮問庁には経緯を詳細に説明していただきたい。

(ウ) 同「(4) 新たに特定した開示請求対象文書の不開示理由について」前段について

諮問庁は、新たに開示請求の対象として特定した文書について、歯科医師国家試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、不開示決定がなお妥当であると主張する。しかしながら請求対象は施行され、合格発表も経た、既に終了した国家試験に限り適用された採点資料であり、そのような資料が公開されたとしても試験事務の遂行に支障が及ぶとは考えられない。

歯科医師国家試験においては、最終的には個々の回次における試験委員会の判断によるとされているものの、適正な作問がなされている限り、領域別の出題比率や総問題数、配点等はブループリントや歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書に従うのであって、1つの試験あたりの各項目並びに一般問題及び臨床実地問題それぞれの問題数については、相当量の情報がすでに公開されているものと考えられるべきである。

本件請求の対象文書が公開されることによりさらに明らかになるのは、ブループリントに記載されている項目に複数当てはまるような問題について、すでに点数が確定した試験限りの分別である。次回以降に全く同じ出題がないこと（歯科医師国家試験の問題は試験終了後公開されている。）はもちろん、類似問題でもそのような分別が必ずしも一致しないことは十分に想定される。したがって、すでに実施された試験の各問題の分別を暗記する等の行為に、試験対策としての意味はない。このことは、諮問庁所管の試験に係る先行類似事例と比較しても、1つの試験における存在数すらも明らかでない等、相当内容が秘匿されている医師国家試験における禁忌肢問題に係るものとは性質を異にする。なお類似問題において必ず分別が一致するようなケースでは、ブループリントに照らせば明らかな事項であるから、やはり特定問題の分別を明らかにすることに支障はない。

以上より、諮問庁が主張するような試験事務の適正な遂行への支障は、生ずるとは考えられないものと思料する。

(エ) 同後段について

当該文書は保存期間1年未満の行政文書であるために廃棄した旨の記載がある。

しかしながら、当該文書が歯科医師国家試験の合否を決定する資料の一つであることを踏まえれば、当該文書は「合理的な跡付け又は検証に必要となるもの」として厚生労働省行政文書管理規則第1

5条5項又は7項により1年以上の保存期間が設定されるべき資料であると思料する。また、同6項には保存期間を1年未満とすることができる場合が示されているが、当該文書はそのいずれにも該当しないと思料する。よって、公文書管理上の適正を欠くと考える。

#### エ その他の意見・求疎明等

上記ウ（イ）にて例示した「各問題が歯科医師国家試験設計表（ブループリント）に掲げられている項目のいずれに該当するかを示したもの」について、以後の歯科医師国家試験の作問の参考とし又はブループリントの改定に際し活用するべく、現時点においてなお存在したとしても不可解ではないものであるが、これについても不作成ないし廃棄済みであるか不明であるので、明らかにされたい。

念の為上記文書が存在すること前提に付言すると、このような文書は採点資料を求めた審査請求人の意図からして冗長ではあるものの、開示請求をした目的に照らし情報量として十分なものであると想定され、先に例示していることに表すように、必ずしも開示請求書の請求対象の記載から逸脱したものではないものと考えている。したがって当該文書もまた、審査請求の対象の範囲であると考え。よって当該文書が現時点で存在するのであれば、当該文書は審査に供されるべきである。

また、本来不開示決通知書にて明らかにされるべき不開示理由が理由説明書にて明らかにされており、審査請求人が審査請求書にて主張すべき事項の主張を、本意見書にて表示せざるを得なくなっている。これを踏まえて本意見書の内容に対し、諮問庁には意見を改めて示していただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和7年3月24日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁は、同年4月23日付け厚生労働省発医政0423第6号により不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月28日付け（同月30日受付）で本件審査請求をした。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は結論において妥当であることから、棄却すべきである。

#### 3 理由

(1) 原処分における不開示理由について

原処分では、本件開示請求書に記載の本件対象文書について、当該文書は、「事務処理上作成または取得した事実はなく、実際に保有していないこと」を理由として、不開示となった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、合格基準及び各受験者の得点を定めるために、各問題における領域の分別及び配点が決定されていると推認できるから、文書不存在による不開示決定は不当であるとして、原処分の取消しを求める主張をしている。

(3) 開示請求対象文書の特定について

この点、処分庁は、開示請求時点においては、上記(1)のとおり、本件開示請求の中にある資料は存在せず、作成・取得した事実はないことを不開示の理由としていた。

これは、処分庁において、審査請求人が「各問題について配点を含めた問題の解説集」を求めていると推認したところによるものであり、当該資料は、実際に事務処理上作成または取得した事実はないものである。

しかしながら、上記(2)のとおり、本件審査請求があった時点で、審査請求人は「各問題を採点するための資料」を求めていることが判明したため、当該資料を改めて開示請求文書として特定することが妥当である。

(4) 新たに特定した開示請求対象文書の不開示理由について

当該資料については、実際に作成した資料であるが、厚生労働省が行う国家試験事務に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きの「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する文書であるため不開示となる。

なお、当該文書は、保存期間が1年未満の行政文書であり、既に廃棄済みであることを申し添える。

(5) 小括

したがって、原処分は結論において妥当であり、審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

よって、本件対象行政文書については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年7月29日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月1日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和8年1月19日 | 審議            |
| ⑤ | 同月27日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書に該当する文書として「各問題を採点するための資料」（以下「文書1」という。）を作成したが、その全部が法5条6号柱書きに該当し、また、既に廃棄済みであり、保有していないとして、原処分は結論において妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書において文書不存在による原処分は不当であるとし、意見書において「各問題が歯科医師国家試験設計表（ブループリント）に掲げられている項目のいずれに該当するかを示したもの」（以下「文書2」という。）の保有についても主張していることから、これについても併せて検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 厚生労働省のウェブサイトによると、本件対象文書に係る第118回歯科医師国家試験の合格発表日は令和7年3月14日であり、本件開示請求は同月24日に受け付けられ、原処分は同年4月23日付けで行われていると認められる。

(2) 諮問庁は、上記第3の3(3)において、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁においては、本件開示請求は「各問題について配点を含めた問題の解説集」を求めていると推認し、実際に事務処理上作成又は取得した事実はないため不開示とした。しかしながら、審査請求時点において、審査請求人が「各問題を採点するための資料」（文書1）を求めていることが判明したため、文書1を改めて開示請求文書として特定することが妥当であるが、当該文書は、保存期間が1年未満の行政文書であり、既に廃棄済みである。

(3) 審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明に対し、意見書において、文書1の廃棄の事実については異議を述べないとした上で、「各問題が

歯科医師国家試験設計表（ブループリント）に掲げられている項目のいずれに該当するかを示したもの」（文書２）については、現時点においてもなお存在する旨主張する。

- （４）当審査会事務局職員をして、原処分における本件対象文書に該当する文書の特定の経緯等について、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 原処分においては、開示請求の「各問題の一般問題又は臨床実地問題の別」は各問題の種別が記載された資料、「領域Ａ、領域Ｂ、必修の別を明らかにした」は領域の別の全てを網羅したものが記載された資料と考え、その上でそれぞれの資料を「及び」で紐づけていたため、関連する情報が全て記載された文書という意味で対象文書を「解説集」と考えた。

イ 文書１については、厚生労働省行政文書管理規則１５条６項６号に規定されている文書に該当するため、保存期間が１年未満である。そのため、合格発表日後に廃棄しており、本件開示請求受付時点で保有していない。

ウ 文書２については、作問時に作成はしているが、文書１と同様に保存期間が１年未満であり、合格発表日後に廃棄済みであり、本件開示請求受付時点で保有していない。

エ 当該試験の作問に係る資料については合格発表後に全て廃棄済みであり、作問作業の期間中にデータを取り扱っていたＰＣを確認し、データがないことを確認した。

- （５）審査請求人は、上記第２の２（１）において、本件開示請求の趣旨を「各問題がどの領域の点数に関与したのか、又その関与の程度を明らかにしようとするものである」旨主張する。

そうすると、「各問題を採点するための資料」（文書１）及び「各問題が歯科医師国家試験設計表（ブループリント）に掲げられている項目のいずれに該当するかを示したもの」（文書２）は、いずれも各問題別の点数等が明らかになる文書であるといえることから、本件対象文書に該当するものと認められる。

- （６）しかしながら、文書１及び文書２は作成したが本件開示請求受付時点で既に廃棄済みであるとの諮問庁の説明は不自然とまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情もないことから、厚生労働省において文書１及び文書２を保有しているとは認められない。

他に本件対象文書に該当する文書の保有をうかがわせる事情は認められず、また、上記（４）エの探索方法等についても、特に問題があるとはいえない。

- （７）したがって、厚生労働省において本件対象文書を作成したが廃棄した

ため、これを保有しているとは認められないので、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとした原処分は、結論において妥当である。

### 3 付言

本件は、処分庁が、原処分において、審査請求人が開示を求める文書を開示請求書の記載から独自に推認して特定したものであるが、審査請求があった時点において、諮問庁が改めて新たに文書1を特定したものであり、処分庁の対応は不適切といわざるを得ない。

処分庁は、文書の特定に当たっては、本件開示請求の対象となり得る文書について、審査請求人に確認する等、慎重かつ適切に行うべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 本件対象文書

第118回歯科医師国家試験について、各問題の一般問題又は臨床実地問題の別（配点の別により示したものでもよい）及び領域A、領域B、必修の別を明らかにした文書。